

余市町・古平町・積丹町・仁木町・赤井川村・小樽市にお住まいの方

「日常生活自立支援事業」と 「成年後見制度」

こんなことで困ったときは、ご相談ください

どうすれば
福祉サービスを利用できる?



施設を出て
一人暮らしをしたいけれど、
アパートの契約はどうすればいい?



一人暮らしの母が
高額な品物を
買わされていたことがあり困った



公共料金の支払いを忘れてしまったり、
通帳や年金証書など
大切なものをなくしてしまう



日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

利用者との話し合いを通じて、日常生活の心配ごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常生活費を管理するお手伝いをします。

利用できる方

- ・高齢や障がいのため、日常生活上の判断に不安のある方
(医師による認知症の診断や、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません)
- ・契約によるサービスのため、判断能力が必要です。
- ・在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方

サービス内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝い
- ・本人あてに送付される書類などの内容確認

②日常的金銭管理サービス

- ・公共料金の支払い
- ・預金を金融機関で払い戻すなど、
日常のお金の管理のお手伝い

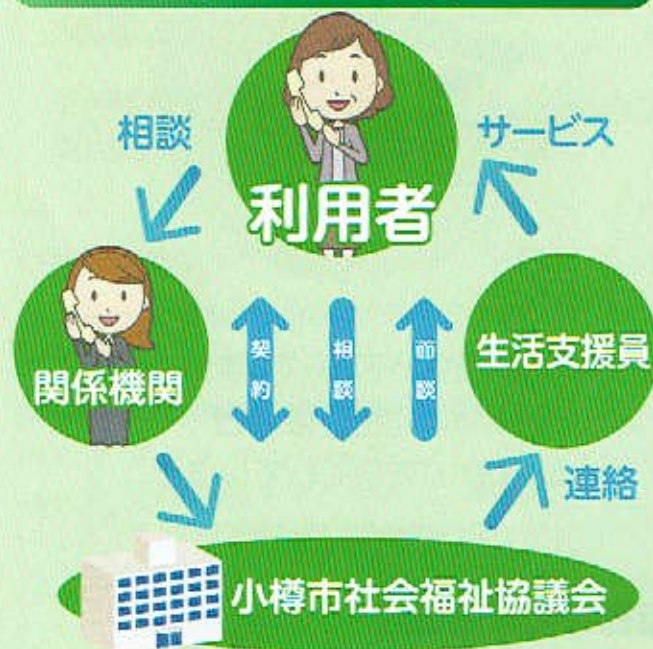
③書類等の預かりサービス

- ・定期預金通帳や年金証書など、
無くしては困る大切な書類の預かり

みんなの協力で安心な生活をお手伝い



サービスのしくみ



●利用するには

- 小樽・北しりべし成年後見センターにご相談ください
- 担当の職員が訪問して「契約締結ガイドライン」に基づく面談を行い、ご本人の契約能力の有無を見極めます。その後、ご本人と支援の内容を話し合い、支援計画を立てて契約を結びます。
- 契約後は、登録されている「生活支援員」が支援計画に基づいたサービスを提供します。

●利用料金

- 1回(1時間程度)の利用:1,200円と生活支援員の交通費
- 貸金庫利用料金の実費

成年後見制度

判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人(成年後見人等)を選任し、その人に法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為ができるようにする制度です。成年後見制度には「**法定後見**」と「**任意後見**」があります。

① 法定後見

- ・本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。
- ・家庭裁判所が類型に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任します。
- ・成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

類型	判断能力の程度
後見	日常的な買い物も自分でできない、日常的な事柄(家族の名前、自分の住所)がわからない、寝たきり状態にある など
保佐	日常生活では自分で判断できるが、不動産等の売買など重要な契約は難しい状態
補助	重要な財産行為は自分でできるが、不安があり、本人のためには他の人に援助してもらう方がよい状態

●法定後見でできること

①生活に関すること(身上監護)

- ・不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
- ・介護サービスや施設へ入所するときの契約、入所後のサービス内容への異議申立など

②金銭に関すること(財産管理)

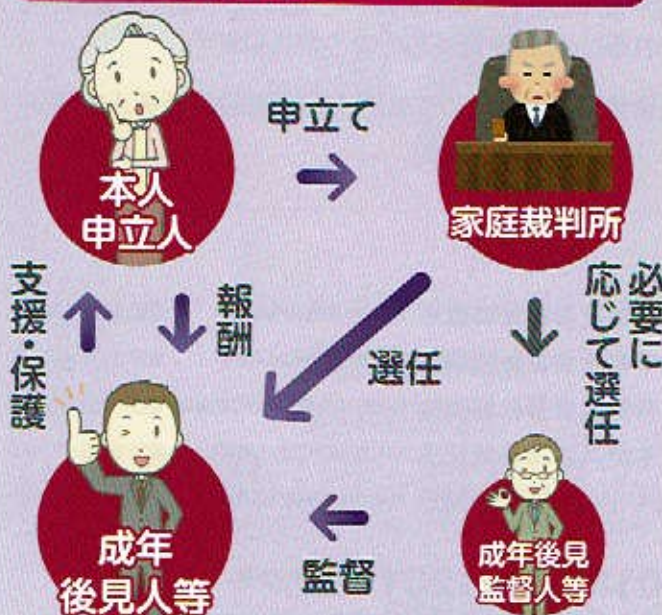
- ・預貯金の管理、各種支払い、金融機関との取引
- ・印鑑を扱うような契約行為
- ・不動産などの管理・保管・処分

※成年後見人等には、それぞれの類型に応じて法的な権限が与えられます。

同意権・取消権 成年後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取り消す権限

代理権 成年後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限

法定後見のしくみ



●利用するには

- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立ては、本人や配偶者、四親等内の親族の他、四親等内の親族がいない場合などは、市町村長(首長)による申立てができます。

●報酬について

- 成年後見人、保佐人、補助人の報酬は、本人の財産の中から個々の事案に応じて家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。なお、生活保護受給者や一定の所得基準を下回る方は、市町村の補助制度があります。

こんな時には、この制度を!!

		本人の判断能力			
		あり	不十分	著しく不十分	欠ける
制度	困りごと	利用と範囲			
日常生活自立 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用など日常生活についての心配ごと 日常的な生活費の管理 重要な書類等の預かり 	・生活支援員が定期的に訪問して支払い状況等を確認します。 			
	法定後見 後見・補助 補佐	<ul style="list-style-type: none"> 身上監護 施設入所契約 入院契約 介護契約など 財産管理 不動産の処分・売買 契約の締結 遺産分割 	補助 保佐 後見 ・成年後見人等が選任され、本人を法的に支援します。 		
成年後見制度 任意後見	<ul style="list-style-type: none"> 将来の判断能力の低下に備えて 	・任意後見契約 ・任意後見開始(任意後見監督人選任) 			

② 任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

任意後見人ができること

任意後見人には任意後見契約で定められた代理権のみ与えられます。
(同意権・取消権は与えられません)

利用するには

本人と任意後見人の間で、公証役場で公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。

報酬について

任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者が決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。

〈下記の相談窓口がございます〉

- | | |
|--|---|
| ● 余市町高齢福祉課 余市町朝日町26番地 電話:0135-21-2119 | ● 余市町社会福祉協議会 余市町入舟町400番地 電話:0135-22-3156 |
| ● 古平町保健福祉課 古平町大学浜町644番地 電話:0135-42-2182 | ● 古平町社会福祉協議会 古平町大学浜町644番地 電話:0135-42-2182 |
| ● 積丹町住民福祉課 積丹町大学美国町字船越46番地 電話:0135-44-2211 | ● 積丹町社会福祉協議会 積丹町大学美国町字大沢300番地 電話:0135-44-3571 |
| ● 仁木町住民課 仁木町西町1丁目36番地1 電話:0135-32-2513 | ● 仁木町社会福祉協議会 仁木町西町1丁目36番地1 電話:0135-32-3959 |
| ● 赤井川村社会課 赤井川村字赤井川318番地1 電話:0135-35-2050 | ● 赤井川村社会福祉協議会 赤井川村字赤井川318番地1 電話:0135-34-6068 |

小樽・北しりべし成年後見センター
小樽市稲穂2丁目2番1号

電話: 0134-64-1231 (成年後見事業)
電話: 0134-33-7760 (日常生活自立支援事業)